

議案第 2 1 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 129 号を第 131 号とし、第 77 条から第 128 号までを 2 号ずつ繰り下げ、
第 76 号を第 77 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

78	子ども発達総合支援センター 嘱託医	年額 218,000 円 内科健診 1 回につき利用 児童 1 人 195 円を加算	
----	----------------------	--	--

別表中第 75 号を第 76 号とし、第 33 号から第 74 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 32 号の次に次の 1 号を加える。

33	総合計画等評価委員会委員	日額 7,000 円	
----	--------------	------------	--

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。